

学校いじめ防止基本方針

北海道札幌東商業高等学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、メールやライン、ツイッターなどの情報機器を介したいじめや暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も多々ある。

また、いじめをきっかけに不登校になったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。いじめの問題は学校では大きな問題である。

生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるようにいじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

（2）いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

（3）いじめの構造と動機

①いじめの構造

いじめは、「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により、抑止作用になったり促進作用となったりする。

②いじめの動機

- ・嫉妬心 ・支配欲 ・愉快犯 ・同調性 ・嫌悪感 ・欲求不満

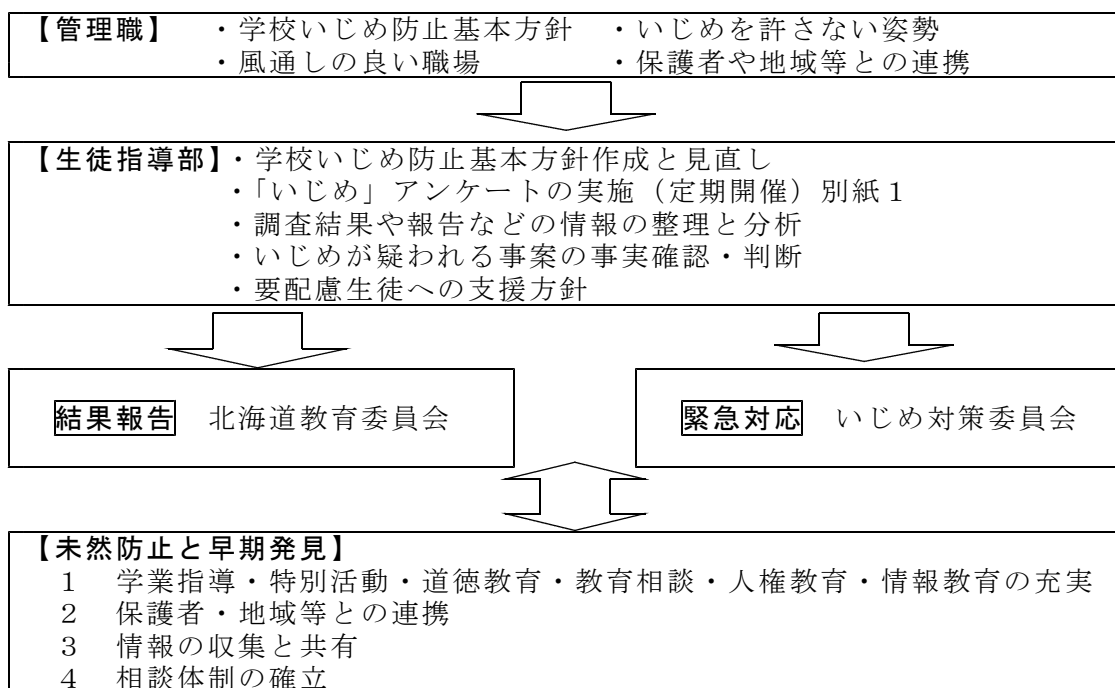
（4）いじめの態様

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅かし、性的辱め、部活動中のいじめ、メール等による誹謗・中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

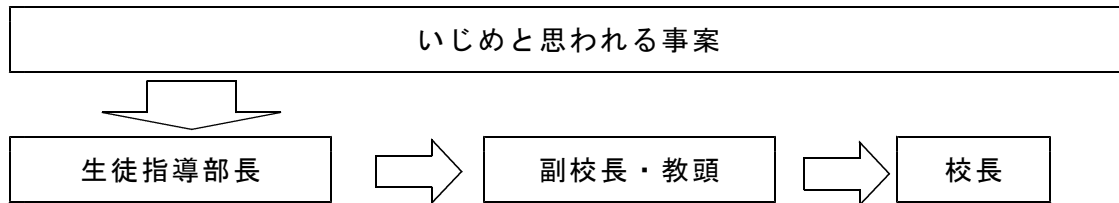
（1）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制

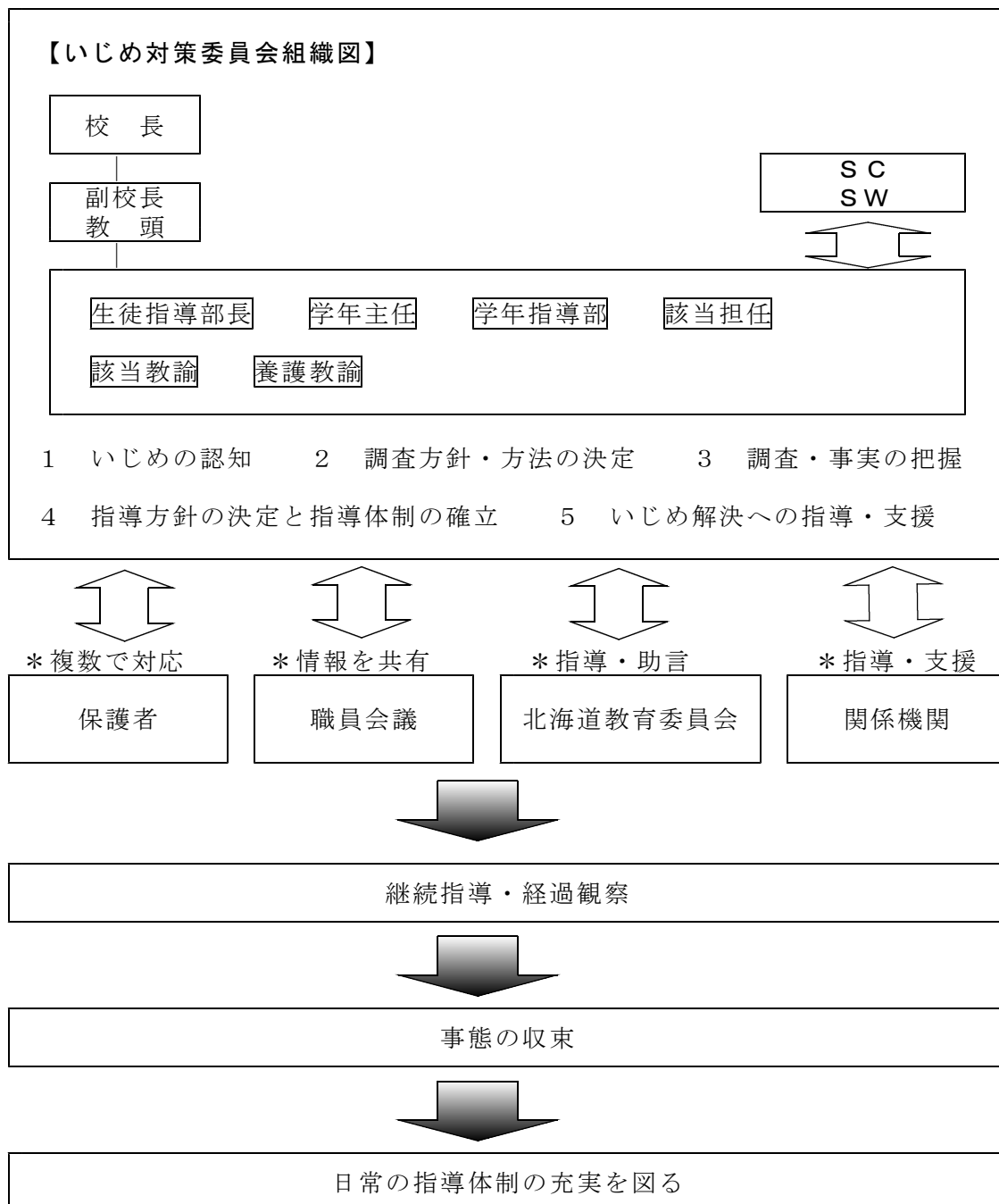


(2) 緊急時の組織的体制

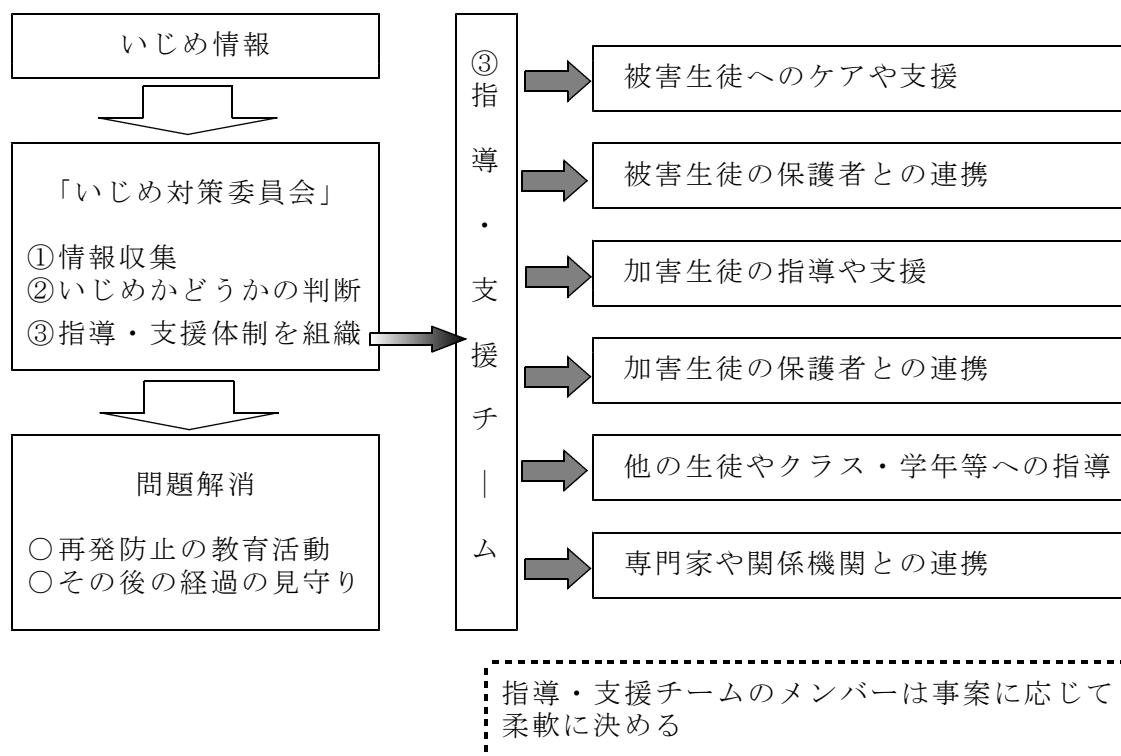
いじめを認知した場合の対応・いじめ解決に向けた組織的対応



・「いじめ対策委員会」の設置



・「フローチャート」



(3) 年間活動計画 (抜粋)

月	1 学年	2 学年	3 学年	その他の取組
4 月	・相談窓口の周知 ・家庭環境調査 ・携帯スマホ教室	・相談窓口の周知	・相談窓口の周知	・いじめ対策委員会
5 月	・教育相談 ・第1回いじめアンケート調査	・教育相談 ・第1回いじめアンケート調査	・教育相談 ・第1回いじめアンケート調査	・S C 来校
6 月	・Hyper-QU ・アンケート調査に基づいた研修	・Hyper-QU ・アンケート調査に基づいた研修	・Hyper-QU ・アンケート調査に基づいた研修	・いじめ対策委員会
7 月	・教育相談	・教育相談	・教育相談	・S C 来校
9 月	・教育相談	・教育相談	・教育相談	・S C 来校
10 月				・S C 来校
11 月	・第2回いじめアンケート調査	・第2回いじめアンケート調査	・第2回いじめアンケート調査	・いじめ対策委員会 ・S C 来校
12 月	・教育相談 ・アンケート調査に基づいた研修	・教育相談 ・アンケート調査に基づいた研修	・教育相談 ・アンケート調査に基づいた研修	・S C 来校
1 月				・S C 来校 ・学校評価アンケート
2 月				
3 月				・S C 来校

4 いじめの予防

- (1) 学業指導の充実
 - ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
 - ・コミュニケーション能力を高め、一人ひとりを大切にしたい授業づくりを行う
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・HR活動における望ましい人間関係づくり
 - ・ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - ・面談の実施
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権意識の高揚 ・講演会等の開催
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「商業」における情報モラルの充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・PTA総会・授業参観等による学校公開の実施

5 いじめの早期発見

- (1) いじめの発見
 - いじめ行為を直接発見した場合は、その行為を直ちに止めさせると共に、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。『「いじめ」に関する緊急対応』により、報告、事実確認。
- (2) いじめられている生徒、いじめられている生徒のサイン（別紙2）
- (3) 教室・家庭でのサイン
- (4) 相談体制の整備
 - ・カウンセリング委員会の開催
- (5) 定期的調査の実施
 - ・アンケートの実施（5月、11月）→別紙1
- (6) 情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底 ・職員会議等での情報共有
 - ・配慮を要する生徒の実態把握

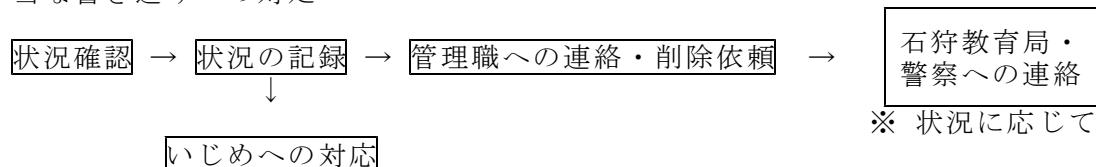
6 いじめへの対応

- (1) 生徒への対応
 - ①いじめられている生徒への対応
 - いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くと共に、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で、継続的に支援する。
 - ・安全・安心を確保 ・心のケア ・活動の場の設定 ・温かい人間関係の構築
 - ②いじている生徒への対応
 - いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじている生徒の内面を理解し、他の痛みを知ることができる指導を行う。
 - ・いじめの事実確認 ・いじめの背景、要因の把握
 - ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる ・今後の生き方を考えさせる
- (2) 関係集団への対応
 - 被害・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めよとしなかったりする集団に、自らいじめの問題を解決する力を育成する。
 - ・自分の問題として捉えさせる ・望ましい人間関係づくりに努める
 - ・自己有用感が味わえる集団づくりを行う
- (3) 保護者への対応
 - ①いじめられている生徒の保護者に対して
 - 相談されたケースでは、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与える。
 - ・じっくりと話を聞く ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
 - ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を依頼する
 - ②いじている生徒の保護者に対して
 - 事実を把握後、速やかに面談
 - ・いじめは誰にでも起こる可能性がある ・生徒や保護者の心情に配慮する
 - ・生徒が変わるよう学校として努力していくこと、そのために保護者の協力が必要となることを伝える

- ③保護者同士が対立する場合など
教職員が間に入って関係調整が必要となる場合
 - ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
 - ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
 - ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す
- (4) 関係機関との連携
いじめは学校だけで解決が困難な場合がある
 - ①教育委員会との連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法 ・関係機関との調整
 - ②警察との連携
 - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合 ・犯罪等の違法行為がある場合
 - ③福祉関係との連携
 - ・家庭の養育に関する指導・助言 ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
 - ④医療機関との連携
 - ・精神保健に関する相談 ・精神症状についての治療、指導・助言
 - ⑤S C ・ S Wとの連携
 - ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法 ・関係機関との調整

7 ネットいじめへの対応

- (1) ネットいじめとは
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の人や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがネットいじめであり、犯罪行為である。
- (2) ネットいじめの予防
 - ①保護者への啓発
 - ・フィルタリング ・保護者の見守り
 - ②情報教育の充実
 - ・教科「商業」における情報モラル教育の充実
 - ③ネット社会についての講話
 - ・外部講師による講話
- (3) ネットいじめへの対処
 - ①ネットいじめの把握
 - ・被害者からの訴え ・閲覧者からの情報 ・ネットパトロール
 - ②不当な書き込みへの対処



8 いじめの「解消」の確認

いじめの「解消」については、次の2つの要件が満たされていること。

- ア いじめに係る行為が止んでいること
 - (ア) 被害生徒への心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間続いていること。
 - (イ) 期間は少なくとも3ヶ月を目安とし、状況によっては長期間の期間を設定すること。
- イ 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
 - (ア) 被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないこと。
 - (イ) 被害生徒本人及びその保護者に対し、面談等により確認すること。
 - (ウ) 被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保すること。

9 重大事態への対応

- (1) 重大事態とは
 - ①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
 - ・生徒が自殺を企図した場合 ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合 ・高額な金品を奪い取られた場合
 - ②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている
 - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
 - ・連続した欠席の場合の状況判断

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、石狩教育局に報告、北海道教育委員会設置の重大事態調査のための組織「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム」に協力する。

10 基本方針の点検・見直し（PDCA）について

- (1) 年度初めに生徒指導方針、いじめ防止基本方針を共通理解する（P）
- (2) 方針、計画に従い、いじめ未然防止や生徒の実態把握に努める（D）
- (3) 学校いじめ防止基本方針については、ホームページへ掲載し、入学式、PTA総会等で説明する。（D）
- (4) 1年間の生徒指導体制やいじめ防止体制について、教職員、生徒、保護者にアンケートを実施し振り返りをする。
- (5) いじめアンケートの結果をまとめた資料や総括を職員全員で情報共有し、生徒の実態・現状を分析し、働きかけに生かす。また、取組についても反省し、必要に応じて修正する。（C・A）
- (6) いじめに関する調査や学校評価、学校評議員会を実施し、評価結果を踏まえた改善に取り組む。（C・A）
- (7) 1年間の取組を振り返り、基本方針や実施計画を見直し、修正を行う（C）
- (8) 新しい組織で生徒指導方針、いじめ基本方針を共通理解し、それに従い働きかけをする。（A）

令和6年4月1日改正